

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案参照条文

目次

○ 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）	．．．．．	1
○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（抄）	．．．．．	1
○ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）（抄）	．．．．．	1
○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	．．．．．	1

○ 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）

第二十条（略）

② 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣（以下各省各庁の長という。）は、毎会計年度、第十八条の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下予定経費要求書等という。）を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一 補助金

二 負担金（国際条約に基づく分担金を除く。）

三 利子補給金

四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

257

（略）

○ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「投資事業有限責任組合」とは、次条第一項の投資事業有限責任組合契約によって成立する無限責任組合員及び有限責任組合員からなる組合をいう。

○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（配当等の制限）

第四百六十一条（略）

2 前項に規定する「分配可能額」とは、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号から第六号までに掲げる額の合計額を減じて得た額をいう（以下この節において同じ。）。

一 剰余金の額

二 臨時計算書類につき第四百四十一条第四項の承認（同項ただし書に規定する場合にあつては、同条第三項の承認）を受けた場合における次に掲げる額

イ 第四百四十一条第二号の期間の利益の額として法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額

ロ 第四百四十一条第二号の期間内に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額

三 自己株式の帳簿価額

四 最終事業年度の末日後に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額

五 第二号に規定する場合における第四百四十一条第二号の期間の損失の額として法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額

六 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額

（社債権者集会の決議の認可の申立て）

第七百三十二条 社債権者集会の決議があつたときは、招集者は、当該決議があつた日から一週間以内に、裁判所に対し、当該決議の認可の申立てをしなければならない。

（社債権者集会の決議の不認可）

第七百三十三条 裁判所は、次のいずれかに該当する場合には、社債権者集会の決議の認可をすることができない。

一 三 （略）

四 決議が社債権者の一般の利益に反するとき。